

平成30年6月15日

枚方市議会議長

岡 林 薫 様

文教常任委員会

委員長 岩 本 優 祐

文教常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成30年6月15日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第21号	枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 本件条例改正の提案に至る本市の進め方について
- ・ 本件条例改正の内容、目的及び効果について
- ・ スポーツ施設等の存在意義について
- ・ 教育予算の確保に対する考え方について
- ・ 民間活力の活用に対する考え方について
- ・ 市有施設の管理運営における官民の異同について
- ・ 指定管理者制度の導入目的について
- ・ 指定管理者制度における行政の関与のあり方について
- ・ 指定管理者制度における利用料金制による管理運営について
- ・ 指定管理者制度と業務委託の関係について
- ・ 指定管理者の実施事業の適正化策について
- ・ 指定管理者選定時における本市及び指定管理者選定委員会の役割について
- ・ スポーツ施設の指定管理者更新に伴う競争性確保の取り組みについて
- ・ スポーツ施設の指定管理者の応募状況について
- ・ 現指定管理者と本市との関係について
- ・ 現指定管理者の収益性改善策について
- ・ 現指定管理者に対する指導の必要性について
- ・ 現指定管理者の強みを生かしたスポーツ施設の管理運営について
- ・ 現指定管理者によるスポーツ施設の管理運営に対する評価について
- ・ 現指定管理者以外がスポーツ施設の指定管理者となった場合の影響について
- ・ 現指定管理者が再度指定管理者となった場合の対応について
- ・ 平成29年度におけるスポーツ施設の指定管理料及び使用料収入について
- ・ 外郭団体等経営状況等点検・評価報告書の指摘内容への対応について
- ・ サウンディングで明らかになった状況について
- ・ スポーツ施設利用者の意見把握について
- ・ スポーツ施設利用者の標準滞在時間について
- ・ スポーツ施設の周辺環境の調査状況について
- ・ 市有施設の駐車場有料化の目的について
- ・ 市有施設の駐車場有料化後の利用状況について
- ・ 近隣市及び府内中核市におけるスポーツ施設の駐車場有料化の状況について
- ・ スポーツ施設の駐車場有料化によるメリットについて
- ・ スポーツ施設の駐車場有料化によるデメリットについて
- ・ スポーツ施設の駐車場料金の適正化策について
- ・ スポーツ施設の駐車場料金の収入見込みについて

- ・ スポーツ施設の駐車場料金の障害者に対する減免について
- ・ スポーツ施設利用者以外の駐車場利用の取り扱いについて
- ・ スポーツ施設の駐車場利用の適正化策について
- ・ 総合スポーツセンター第2駐車場整備の経過及び費用について
- ・ 総合スポーツセンター臨時駐車場の取り扱いについて

2. 討論要旨

[広瀬ひとみ委員]

議案第21号 枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について、共産党議員団より討論を行います。

本条例改正は、スポーツ施設の指定管理に利用料金制度を導入し、利用料を市の収入ではなく事業者の収入とし、これまで無料であった駐車場も有料化し、事業者収入とするためのものです。スポーツ施設の利用料金、減免制度は従来と変わりませんが、新たに導入される駐車料金は、条例に示された料金を上限額として事業者が設定するものです。これには以下の点で問題があります。

まず第1に、利用者、市民の意見も聞かずに市民負担増を進めることです。

市は平成27年11月に有料化方針を示し、市民意見聴取を行ってきたと説明されましたが、個々の具体化に当たって、それぞれ利用者がいれば、実態の調査や利用者意見を伺い、さらには市民意見を聞いた上で最終案をまとめるべきではないでしょうか。また、平成27年に示された来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方に対する意見募集でも、そのほとんどは反対意見でした。

第2に、意見募集でも、公共交通手段が不便、ないに等しい施設は有料化すべきではない、特に総合体育館、陸上競技場は今までどおりとすべきとの意見や、全体として有料化に賛成の方でも、総合体育館、渚市民体育館などの利用時に運動用具の持ち込みが必要なため、車両の利用を考慮し、無料化に配慮をとの声が上げられておりました。

有料化に関する考え方でも、各施設における公共交通機関等の利便性も含め、施設の特長や利用状況などを総合的に判断するとされており、立地不便な場所にあるスポーツ施設まで有料化するべきではありません。

第3に、有料化に関する考え方では市の自主財源確保を目的としておりましたが、今回の有料化は、事業者の参入意欲を高めるため、事業者収益の確保を図ろうとするものです。

競争性の確保を最優先とされていますが、公益財団法人として市のスポーツ振興を担ってきた従来の指定管理者、体育協会は、低コストで運営に努力されてきたということではないでしょうか。スポーツ連盟との関係やさまざまな大会の運営を担ってきた実績など、大きな強みを持っているからこそ、これまで他の参入がなかつ

たもので、市としてその強みをより一層生かし、協会とともにスポーツ振興に努めるべきです。市民負担増で無理やり利益幅を確保してまで競争性を高めるのではなく、特定とすべきであります。

以上の理由により、本条例改正には反対だと申し上げ、討論といたします。

[手塚隆寛委員]

議案第21号 枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正の理由は、1、使用料から利用料に変える、2、駐車場の有料化を行うためとのことです。しかも、それは、枚方市指定管理者制度に関する基本指針に基づいて、このようなことが行われる。

これまで市立総合スポーツセンター等は公募を行ってききましたが、結果、枚方体育協会のみ応募で、体育協会が長年にわたり指定管理者として管理運営を行ってききました。体育協会以外の事業者がこれまで応募しなかったのは、枚方市が現指定管理者を優先的に取り扱っているかのような印象を持っている民間事業者もございまして、民間事業者を必要としていないのではないかという意見もあったことから、他の事業者の参入に結びつかなかったものと考えておりますとの御答弁がありました。

それは、言いかえれば、民間事業者にとってはもうけ、すなわち収益の魅力がないということが大きな理由だと言っているようにしか理解できません。体育協会以外の事業者にとっても魅力のある、十分な利益を生み出せる指定管理者制度に変えて、できれば体育協会以外の事業者に管理運営を担ってほしいという狙いを持った条例改正案だと思えるわけでありませぬ。

これまで体育協会が管理運営を行ってきたことによって問題が生じたとか、市民から苦情があったとかいうことはないという御回答もいただいています。この面からは、条例改正の必要性は全く感じられません。これまでの指定管理料ではどの業者も赤字になるということであれば、指定管理料を上げる、そういうことで競争性の確保はできますから、それ以外のことは必要がないのではないのでしょうか。

私は、そもそも市の施設の駐車場を有料化すべきではないと考えています。百歩譲っても、一律に有料化を進めるべきではありません。高齢者の健康寿命の延長のためにスポーツ活動は有益です。また、子どもさんのスポーツの応援など、駐車場の利用は親御さんにとっても不可欠です。駐車場の有料化で高齢者が気軽に体育館等を利用することができなくなる、また、親御さんや子どもさんが利用できなくなるおそれがあります。ある意味でわずかなお金のために、高齢者などのスポーツ、体力づくりの機会を減らすことにつながります。健康寿命の延長という市の方針からも逸脱するのではないのでしょうか。

体育協会は市民の体力向上とアマチュアスポーツの普及を図るとともに、市民スポーツの振興に寄与することを目的として設置されており、本市のスポーツ振興のパートナーとして重要な役割を担っていただいております、また、本市が策定しました枚方市スポーツ推進計画に基づき、本市からの委託事業も含め、同じ目標に向かってともに進めているところでございますとお答えをいただきました。市立総合スポーツセンター等の管理運営から体育協会外しが実現すれば、市と体育協会とが同じ目標、市民スポーツ振興に向けて、その連携がうまくいくのかどうか心配です。

指定管理者の才覚で事業を行って、事業者としても利益追求ができるようになります。市民のための事業でなく、もうけのための事業が優先されるような危惧もあります。競争性の確保という大義名分のもと駐車場を有料化し、市民の負担を増すことで業者のもうけを確保するための条例改正案と言わざるを得ません。市民にとってほとんどメリットはないと言わざるを得ません。

以上の理由で、本条例改正案には反対いたします。

[上野尚子委員]

議案第21号 枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、平成31年4月1日から枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者更新を行うに当たり、これまでの指定管理料による管理運営から利用料金制との併用による管理運営手法への変更と、各施設に付設する駐車場の有料化を新たに導入するため、関連する条例の一部を改正するものです。

本市では、指定管理者制度は、公民連携、いわゆるPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ手法による取り組みであり、公の施設のより適正な運営の観点として大変有効かつ重要なツールであるとの考えから、これまでの公募では応募者が1者であったことを踏まえ、スポーツ施設における競争性の確保の取り組みをより一層進めるとされました。

今回の利用料金制による管理運営は、施設の使用料を市の収入ではなく指定管理者の収入とするため、指定管理者の経営努力や創意工夫を引き出すインセンティブとなり、競争性を高めるために効果的であると考えます。

また、駐車場有料化については、その目的は、受益者負担と駐車場管理の適正化を第一義としているところであり、平成28年3月に策定された枚方市新行政改革実施プランや、平成27年11月に策定された来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方に基づき、順次、施設の有料化に向けた取り組みが進められているところです。

こうした中、平成28年度には、市立ひらかた病院駐車場、保健センター駐車場

及び市役所本庁舎駐車場において有料化が実施されました。加えて、府内全ての中核市を初め、多くの自治体においても、スポーツ施設の駐車場は有料化されている状況です。

また、本市の総合スポーツセンターの第2駐車場は、以前は舗装もされていないため、雨が降ると水たまりができ、歩行に支障を来す箇所もありましたが、今は外灯も含めてきれいに整備され、とても利用しやすくなっており、こうした駐車場の維持管理に係る費用の一部を利用者の皆様に御負担いただくことは、一定の妥当性を見出せるものです。

今回条例で定める料金については、基本的枠組みの中で、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとなる上限額であります。したがって、この額の範囲内で事業者が民間の経験や工夫を生かし、利用者の負担にも配慮した提案をするものであり、これこそが民間活力の活用だと考えます。

このように、新たに利用料金制及び駐車場の有料化を導入することは、民間事業者の経営感覚を生かした提案のもと新たな事業展開が図られることになり、さらに充実したスポーツ事業を市民に提供できることにつながるものです。

今後、本市がさまざまな場面において民間活力等の活用を進めていく中で、利用料金制と駐車場有料化の導入は非常に大きな意味を持つものであり、そのために、今回、枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正は必要であると考えます。

ただし、駐車場の有料化につきましては、利用者に過度の負担を求めることなく、より一層充実したサービスの提供と市民満足度の向上が図られるよう努めていくべきであり、例えば、障害のある方などに減免規定を設けていただくことも必要です。

こうしたことを踏まえ、市及び教育委員会は、指定管理者制度の目的である、行政サービスの質の向上と、より効率的、効果的な管理運営を実現していただきますよう申し添えておきます。

以上のとおり、本議案の賛成討論といたします。